

地域審議会・地域自治区・合併特例区の比較表

| 区分 | 地域審議会 | 地域自治区 | 合併特例区 |
|-------------------------|---|---|---|
| 根拠 | 合併特例法第5条の4第1項 | 一般制度:改正自治法第202条の4第1項 特例制度:改正合併特例法第5条の5第1項 | 改正合併特例法第5条の8第1項 |
| 法人格 | なし | なし | あり(特別地方公共団体) |
| 設置期間 | 合併後の一定期間(協議で定める、10年程度) | 一般制度:なし 特例制度:合併後の一定期間(協議で定める。) | 5年以内(改正合併特例法第5条の13第2項) |
| 対象 | 市町村合併の場合のみ | 一般制度(合併の場合の特例あり) | 市町村合併の場合のみ |
| 機関 | 地域審議会 | 一般制度:地域自治区の事務所の長 特例制度:地域自治区の区長 地域協議会 | 合併特例区の長 合併特例区協議会 |
| 組織の長の選任方法等 | - | 一般制度:事務吏員 特例制度:新市の長が優れた識見を有する者のうちから選任(特別職、任期2年以内) | 新市の長が市長の被選挙権を有する者のうちから選任(新市の助役等と兼務可能、特別職、任期2年以内) |
| 地域審議会・地域協議会等の構成員の選任方法等 | 合併協議による。 | 新市の長が区域内に住所を有する者のうちから選任 任期:4年以内(改正地方自治法第202条の5第4項) | 新市の長が市議会議員の被選挙権を有する者のうちから規約で定める方法により選任(例えば、公募、充て職等) 任期:2年以内(改正合併特例法第5条の18第4項) |
| 構成員への報酬等 | 報酬及び費用弁償(自治法第203条第1項) | 報酬を支給しないことが可能(改正地方自治法第202条の5第5項) | 同左(改正合併特例法第5条の18第6項) |
| 地域審議会・地域自治区・合併特例区の機能 | 総合支所と地域審議会を関連させることにより、 ・新市の事務を分掌 ・住民の意向を反映させる機能 | ・新市の事務を分掌 ・住民の意向を反映させる機能 ・行政と住民等が協働して担う地域づくりの場としての機能 | ・旧市町において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの ・その他合併特例区が処理することが特に必要な事務(地域の公の施設の管理、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理等)。 |
| 地域審議会・地域協議会・合併特例区協議会の権能 | 諮問・意見の開陳 ・新市の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき、意見を述べることができる。 ・新市建設計画を変更する場合は、新市の長は、地域審議会の意見を聴かなければならない。 | 重要事項の実施について意見の開陳 新市の長は、区域に係る重要事項(協議で定める)の実施について、地域協議会の意見を聴かなければならない。 諮問・意見の開陳 新市の長その他の機関及び地域自治区の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき、それらの機関に意見を述べるができる。 | 重要事項の実施について意見の開陳 新市の長は、区域に係る重要事項(規約で定める)の実施について、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。 諮問・意見の開陳 新市の長その他の機関及び合併特例区の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき、それらの機関に意見を述べることができる。 予算の審議 合併特例区の長は、特例区事務の予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。 |
| 事務局の職員 | 新市の職員 | 同左 | 新市の職員から新市の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。 |
| 住居表示 | - | 市 区・・・ (設置期間が終了した場合で改正自治法に基づく地域自治区を設けない場合は「区」は削除) 区は、旧町名等でも構わない。 | 市 区・・・ (設置期間が終了した場合で改正地方自治法に基づく地域自治区を設ける場合は「区」、設けない場合は削除) 区は、旧町名等でも構わない。 |
| その他 | - | - | 法人格を有することから、設置に当たって知事の認可を必要とする(改正合併特例法第5条の10第1項)。 |